令和5年11月県議会定例会追加議案一覧

第13号 令和5年度香川県一般会計補正予算議案

○ 歳入歳出予算 別表1のとおり

○ 繰越明許費 別表2のとおり

○ 債務負担行為 別表3のとおり

○ 地方債の補正

既 定 補 正 後 補 正 額
限度額 33,750,000 千円 → 40,224,000 千円 6,474,000 千円

第14号 令和5年度香川県流域下水道事業会計補正予算議案

○ 歳入歳出予算 別表1のとおり

○ 企業債の補正

既 定 補 正 後 補 正 額限度額 186,500千円 → 214,800千円 28,300千円

第15号 香川県GIGAスクール構想加速化基金条例議案

- 国から交付される公立学校情報機器整備事業費補助金を受け入れ、県内小・中学校等に整備された一人一台端末等を計画的に更新するため、基金を設置するもの。
- 施行期日 公布の日

第16号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

○ 本年度の民間給与との較差等を踏まえた人事委員会勧告の趣旨等に基づき、給料表及び期末・勤勉手当の改定等を行うもの。

(主な改正内容)

- ① 給料月額の改定(令和5年4月から適用)
 - ・ 若年層に重点を置いて給料表の引上げ改定を行う。
- ② 期末・勤勉手当の改定(令和5年12月から適用)
 - ・ 年間支給月数について、0.10月分引き上げ、期末・勤勉手当の支給割合を4.50月(現行4.40月)とする。
 - 期末手当

【特定管理職員に係る期末手当】

| 区 | 分 | 6月 | 12月 | 計 |
|---------|---|-------------------|-------------------|---------|
| 現 | 行 | 100/100 | 100/100 | 200/100 |
| 令和5年度 | | 100/100 | 105/100 | 205/100 |
| 令和6年度以降 | | <u>102. 5/100</u> | <u>102. 5/100</u> | 205/100 |

【上記以外の職員に係る期末手当】

| 区 分 | 6月 | 12月 | 計 |
|---------|-----------|-------------------|---------|
| 現 行 | 120/100 | 120/100 | 240/100 |
| 令和5年度 | 120/100 | 125/100 | 245/100 |
| 令和6年度以降 | 122.5/100 | <u>122. 5/100</u> | 245/100 |

• 勤勉手当

【特定管理職員に係る勤勉手当】

| 区 分 | 6月 | 12月 | 計 |
|---------|-------------------|----------------|---------|
| 現 行 | 120/100 | 120/100 | 240/100 |
| 令和5年度 | 120/100 | <u>125/100</u> | 245/100 |
| 令和6年度以降 | <u>122. 5/100</u> | 122.5/100 | 245/100 |

【上記以外の職員に係る勤勉手当】

| 区 分 | 6月 | 12月 | 計 |
|---------|-----------|-------------------|---------|
| 現 行 | 100/100 | 100/100 | 200/100 |
| 令和5年度 | 100/100 | 105/100 | 205/100 |
| 令和6年度以降 | 102.5/100 | <u>102. 5/100</u> | 205/100 |

※下線部が改定箇所

③ その他の改正

- ・ 会計年度任用職員に対して、勤勉手当を新たに支給するために規定整備を行う。
- 施行期日 規則で定める日、令和6年4月1日ほか

第17号 公立学校職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例議案

○ 本年度の民間給与との較差等を踏まえた人事委員会勧告の趣旨等に基づき、給料表及び期末・勤勉手当の改定等を行うもの。

(主な改正内容)

- ① 給料月額の改定(令和5年4月から適用)
 - ・ 若年層に重点を置いて給料表の引上げ改定を行う。
- ② 期末・勤勉手当の改定(令和5年12月から適用)
 - 年間支給月数について、0.10月分引き上げ、期末・勤勉手当の支給割合を4.50月(現行4.40月)とする。

【期末手当】

| 区 分 | 6月 | 12月 | 計 |
|---------|-------------------|-------------------|---------|
| 現 行 | 120/100 | 120/100 | 240/100 |
| 令和5年度 | 120/100 | <u>125/100</u> | 245/100 |
| 令和6年度以降 | <u>122. 5/100</u> | <u>122. 5/100</u> | 245/100 |

【勤勉手当】

| 区 分 | 6月 | 12月 | 計 |
|---------|-------------------|----------------|----------------|
| 現 行 | 100/100 | 100/100 | 200/100 |
| 令和5年度 | 100/100 | <u>105/100</u> | <u>205/100</u> |
| 令和6年度以降 | <u>102. 5/100</u> | 102.5/100 | <u>205/100</u> |

※下線部が改定箇所

○ 施行期日 規則で定める日、令和6年4月1日

第18号 香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例議案

- 知事部局等の職員との均衡を考慮し、会計年度任用職員に対して、勤勉手当を新たに支給するために規定整備を行うもの。
- 施行期日 令和6年4月1日

第19号 知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案

○ 本年度の人事委員会勧告の趣旨等に基づき一般職の職員の期末・勤勉手当の改定を行う状況等を踏まえ、知事等の受ける期末手当の支給 割合の改定を行うもの。

| 区 分 | 6月 | 12月 | 計 |
|---------|----------------|----------------|---------|
| 現 行 | 165/100 | 165/100 | 330/100 |
| 令和5年度 | 165/100 | <u>175/100</u> | 340/100 |
| 令和6年度以降 | <u>170/100</u> | <u>170/100</u> | 340/100 |

※下線部が改定箇所

○ 施行期日 規則で定める日、令和6年4月1日

第20号 香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例議案

○ 知事等の受ける期末手当の支給割合の改定等を踏まえ、議会の議員の受ける期末手当の支給割合の改定を行うもの。

| 区 | 分 | 6月 | 12月 | 計 |
|---------|---|----------------|----------------|---------|
| 現 | 行 | 165/100 | 165/100 | 330/100 |
| 令和5年度 | | 165/100 | <u>175/100</u> | 340/100 |
| 令和6年度以降 | | <u>170/100</u> | <u>170/100</u> | 340/100 |

※下線部が改定箇所

○ 施行期日 規則で定める日、令和6年4月1日